

令和7年11月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和7年11月11日開催

会 議 録

開催日時		令和7年11月11日(火) 午後7時00分 開会 午後8時10分 閉会																				
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室																				
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 <small>教育長職務代理者</small> 伊東 義晃、委 員 山崎 與吉 委 員 坂田 葉子、委 員 鎌本 かおり																				
	事 務 局	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>学校教育部長</td> <td>坂本 考生</td> <td>社会教育部長</td> <td>田村 司</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>中瀬 恭子</td> <td>社会教育部次長</td> <td>登野 千夏</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>江渕 賢一</td> <td>社会教育部次長</td> <td>松野郷正文</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>山下 聡司</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>吉川 泰美</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公民館事業課長</td> <td>松里 秀一</td> </tr> </table>	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司	学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	登野 千夏	学務課長	江渕 賢一	社会教育部次長	松野郷正文	教職員課長	山下 聡司	文化ホール担当課長	吉川 泰美			公民館事業課長	松里 秀一
		学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司																	
学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	登野 千夏																			
学務課長	江渕 賢一	社会教育部次長	松野郷正文																			
教職員課長	山下 聡司	文化ホール担当課長	吉川 泰美																			
		公民館事業課長	松里 秀一																			
職 員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>篠原 広光</td> </tr> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>朝倉 裕幸</td> </tr> </table>	教育政策課主査	篠原 広光	教育政策課主査	朝倉 裕幸																	
教育政策課主査	篠原 広光																					
教育政策課主査	朝倉 裕幸																					
傍 聴 者		0人																				
公開・非公開の別		一部非公開																				
会 議 次 第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市立富沢小学校富沢ふれあいの家管理規則を廃止する規則の制定について ・議案第2号 旭川市民文化会館管理等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・議案第3号 旭川市民文化会館舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・議案第4号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・議案第5号 令和7年度一般会計予算の補正について ・議案第6号 第5次旭川市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見提出手続の実施について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用料・手数料の見直し案について (2) 地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)について 6 その他 7 閉会 																				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和7年11月定例教育委員会会議を開会いたします。本日の議事に入ります前に、御報告があります。</p> <p>最初に、先日、議会の定例会において議決を得て、11月10日付けで、鎌本かおり委員が教育委員として就任されました。ここで鎌本委員から一言頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
鎌 本 委 員	<p>改めまして皆さんこんばんは。教育委員としての大任を仰せつかり、この場に立たせていただいております。PTAに長い間携わっておりますが、教育委員の皆様、教育委員会の方々と一緒に同じ方向を向いて、子どもたちの教育のために役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思ひます。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は伊東委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和7年3月定例会、4月定例会、5月定例会、6月定例会、7月定例会、8月定例会、9月定例会及び10月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、これら8回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審議事項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第2号から議案第6号まで、報告第1号から報告第3号まで、報告事項(1)及び報告事項(2)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思ひますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号から議案第6号まで、報告第1号から報告第3号まで、報告事項(1)及び報告事項(2)は、秘密会といたします。</p> <p>また、議案第2号から議案第4号まで、報告第1号から報告第3号まで</p>

<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号から議案第4号まで、報告第1号から報告第3号までは、会議録には概要を記載することといたします。</p>
<p>学 務 課 長</p>	<p>それでは、議案第1号「旭川市立富沢小学校富沢ふれあいの家管理規則を廃止する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件は、「旭川市富沢小学校富沢ふれあいの家管理規則を廃止する規則」の制定であり、内容としては、市内神居町富沢にある「富沢ふれあいの家」の学校教育関連施設としての用途を廃止しようとするものであります。</p> <p>まず、施設の概要についてですが、平成元年7月から建設を進め、平成2年5月に開設した施設です。施設の目的としては、木材をふんだんに使用した温かみのある研修施設、また、恵まれた自然環境の中で、教師と児童生徒、あるいは児童生徒相互の集いや交流を通じ、学校内で体験できないことを学んでもらうことを狙いとした施設で、これまで、小・中学校の宿泊研修等に利用されてきたところです。</p> <p>次に、用途廃止に至った経過・背景についてですが、「旭川市公共施設等総合管理計画」、これは、本市における施設保有量の最適化、施設の適切な維持管理」を推進するために策定した計画であります。この計画に関連して、平成31年2月に策定された第1期アクションプログラム・施設再編計画の施設評価において、当該施設については、「廃止」とされ、「将来的には市が保有しない施設であって、既に民間事業者によるサービス提供の体制が構築されている、又は特段の対応策を検討する必要性が低いもの」として、「利用状況を踏まえ、用途変更、用途廃止を検討」することとされたところです。また、令和5年度に行われた「行政評価」、これは事務事業又は行財政改革の状況について評価を行うものであります。この評価において、「第1期アクションプログラム」で示された「利用状況を踏まえ、用途変更、用途廃止を検討」の達成に向けた取組が不十分であると指摘を受けたところです。これは、施設の利用実態として、年間5千人を超えた時期もありましたが、利用者数は低調に推移し、また、利用状況についても、所期の目的である教育課程に基づく宿泊研修や、学校行事としての利用数は、年々落ち込み、近年においては、そのほとんどが、部活動や少年団の日帰りでの利用に留まっている状況にあること、加えて、完成から30年以上が経過し、老朽化が進み、給排水管や暖房配管の改修、屋根の張替えなど、令和4年の試算では、多額の改修費が見込まれることも背景にあると考えているところです。</p> <p>こういった状況に鑑み、令和5年度の行政評価以降、用途変更・用途廃止に向けた取組を進めてきたところであります。これまでの取組状況としては、利用実態や利用動向の把握、地域住民や隣接する富沢小学校からの意見聴取、加えて庁内関係課との協議を中心に組み立ててまいりました。個々の詳細については割愛させていただきますが、この取組の中で2点について、説明を加えさせていただきます。</p> <p>1点目は、令和6年7、8月に実施した利用者アンケートについてであります。回答を得た16団体の状況として、利用頻度については、「年1回</p>

	<p>程度」と回答した団体は約2/3、団体活動に利用している他の施設・場所があるかとの問いに、「ある」と回答した団体は約2/3、施設廃止の影響についての問いに、「かなり大きい」と回答は半数でありました。</p> <p>また、行政評価において、検討内容の一つとされた、「使用料の徴収」に関連した設問となりますが、宿泊料を徴収することとした場合、千円を超えても利用するとの回答は0件、日帰り利用の場合、300円以上でも利用するとの回答は2団体、という結果であり、アンケートの結果からは、利用料を徴収した場合、更なる利用減少が予測され、維持管理費の負担の圧縮には至らないような結果となったところです。</p> <p>次に2点目として、地域との協議についてです。昨年10月と、今年7月に、地域の方々、具体的には、富沢地区開発期成会会長、地域に2つある町内会の会長と協議の場を持ったところです。地域の意向としては、施設の解体については反対ではあるものの、現状の学校教育施設としての用途の廃止については特段の意見はなく、民間を含めた建物の再利用、あるいは、地域活性化につながるような用途で利活用してほしい、との要望を、昨年、今年とお受けしたところです。加えて、今年、9月に改めて地域と連絡を取り、用途廃止に向けて具体的な事務手続に入ることに賛同を得たところです。また、隣接する富沢小学校への聞き取りにおいては、近年、教育活動としての利用はないため、用途廃止については異論がないことを確認しております。</p> <p>今後においては、用途廃止後の利活用に向けた取組として、現状においては、「利活用の方法」や「利活用に必要な条件」などに関し、広く民間から意見を聞く「サウンディング調査」なども視野に入れながら、検討していく予定であり、状況を見ながら本会議に報告させていただく考えであります。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員</p>	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。 築35年経過し、今後も使用可能ですか。また、耐震基準は満たしていますか。</p>
<p>学 務 課 長 鎌 本 委 員</p>	<p>老朽化は進んでいますが使用可能です。また耐震化も実施済みです。 毎年、PTA連合会の行事で使用しており、施設としては利用しやすいのですが、水回りなど故障が多く、老朽化は否めないと感じています。</p>
<p>伊 東 委 員 学 務 課 長 山 崎 委 員 学 務 課 長</p>	<p>方針としては良いと思いますが、旭川市外の方も使用しているのですか。 基本的には市内の方が対象です。 類似施設はありますか。 市外ですが、近隣では深川市のネイパル深川、美瑛町の大雪青少年交流の家があります。</p>
<p>教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「旭川市立富沢小学校富沢ふれあいの家管理規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p> <p>《 そ の 他 》</p>

教 各 事	育 委 務	長 員 局	他に、何かありますか。 ありません。 ありません。
《 秘 密 会 》			
教	育	長	ここからは、秘密会といたします。
<議案第2号「旭川市民文化会館管理等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」>			
令和7年11月1日から受託者が決定される日までを任期とする旭川市民文化会館管理等業務プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。			
<議案第3号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」>			
令和7年11月1日から受託者が決定される日までを任期とする旭川市民文化会館舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。			
<議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」>			
令和7年12月1日から令和9年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。			
教	育	長	次に、議案第5号「令和7年度一般会計予算の補正について」、説明願います。
学校教育部次長			本件は、令和7年度旭川市一般会計補正予算について、令和7年第4回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでございます。
第4回定例会では、学校教育部は18事業について、予算を補正する予定であり、このうち17事業は本市の会計年度任用職員の給料、報酬額等の見直しが行われることに伴うもの、1事業は学校給食調理体制の見直しに伴う共同調理所化に係り施設整備を行うものです。			
まず、会計年度任用職員の給与等の見直しに伴うものですが、令和7年8月に行われた人事院勧告において、国家公務員の給与水準の改定が勧告されたことを踏まえ、本市においても会計年度任用職員の給料、報酬額等の見直しを行うことに伴うものであり、これらについては、各事業において予算計上されているものがあるため、予算を補正しようとするものです。			
管理事務費（事務局）、補正額73万8千円から教育指導費、補正額14万9千円までの計18事業、合計1億1,722万3千円の補正を行うこととしております。財源は、全て一般財源としております。			
なお、これらにつきましては、現時点で人事院勧告に対する国の閣議決定の状況が見通せないため、市労働組合とも交渉中の状況であることから、協			

<p>松野郷社会教育部次長</p> <p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>議が整わない場合は、第4回定例会で予算を補正することを見送る可能性があることを申し伝えます。</p> <p>最後に、給食施設整備費（小学校）、補正額295万4千円につきましては、学校給食調理体制の見直しに伴い、単独調理校の共同調理所化を進めるために、施設整備に係る経費を補正しようとするものです。なお、令和8年度は、愛宕東小学校を調理校、愛宕小学校を受配校とする予定となっております。財源は、全て一般財源としております。以上が学校教育部の補正予算です。</p> <p>続きまして、社会教育部の令和7年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。</p> <p>第4回定例会では、社会教育部は大きく2つの内容があり、1つ目は事業費の増額補正、2つ目は債務負担行為の設定でございます。まず事業費の増額補正につきまして御説明いたします。</p> <p>学校教育部から説明があったとおり、令和7年8月に行われた人事院勧告を踏まえ、本市においても会計年度任用職員の給与改定を行うことに伴うものであり、各事業において計上されている報酬、給料及び職員手当等の予算を補正しようとするものです。</p> <p>また、科学館管理費につきましては、特別展の開催による影響などもあり、観覧者が増加したことに伴い、光熱水費の使用量が増えたことから予算額が不足する見込みであるため、補正しようとするものでございます。</p> <p>地域を支えるシニア世代人材育成費、補正額47万8千円から博物館管理費、補正額59万5千円までの計11事業、合計3千335万4千円の補正を行うこととしております。財源は全て一般財源です。</p> <p>なお、学校教育部から説明があったとおり、給与改定の分につきましては、第4回定例会での補正予算の提案を見送る可能性があるところです。</p> <p>次に、債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。大雪クリスタルホール補修費についてです。これは、蛍光灯等の製造・輸出入廃止に対応するため、大雪クリスタルホールの館内基本照明及び屋外照明のLEDへの更新を令和8年度に予定しておりますが、器具の納期や施工前の準備期間などを考慮した結果、令和7年度中に契約を行う必要があることから、令和7年度から令和8年度までを期間として1億9千965万円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものです。</p> <p>次に、文化会館補修費についてです。これは、市民文化会館の会議室や、小ホールの楽屋などの冷暖房の供給を行う空調設備の冷水コイルに多数の穴が空いたことから、その設備の更新を令和8年度に予定しておりますが、冷水コイルは受注生産であり、製作に4・5か月を要することや、冷房が必要な夏期より前に設備の更新を完了させることを考慮した結果、令和7年度中に契約を行う必要があることから、令和7年度から令和8年度までを期間として511万1千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものです。社会教育部の補正予算は以上でございます。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第5号「令和7年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
--	---

各委員 教育長	異議ありません。
	「異議なし。」と認め、議案第5号については、原案どおり決定します。
登野社会教育部次長	次に、議案第6号「第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。
	第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）については、現推進計画の期間が今年度で終了するため、策定作業を進め、この度、推進計画（案）を取りまとめたことから、12月19日から1月20日までの間、意見提出手続を実施しようとするものであります。
	本案の策定に当たりましては、庁内の関係部局で組織する「旭川市子ども読書活動推進調整会議」による検討や、附属機関である図書館協議会において意見交換を実施し、審議してまいりました。
	本案の内容については、議案書別冊の「第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）」及び「概要版」により御説明申し上げます。
	まず、本計画の位置付けにつきまして、国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、道の「北海道子どもの読書活動推進計画＜第5次計画＞」を受け、旭川市の第4次推進計画の基本理念や基本方針を引き継ぎながら、情勢の変化を考慮し、令和8年度からおおむね5年間とする推進計画を策定するものです。本計画の基本理念は、「全ての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境づくり」とし、4つの基本方針を設定して、各領域で関係団体の連携・協力により子どもたちの読書活動を支えるための条件を積極的に整備することを目標としています。
	続きまして、「子どもの読書活動の現状と分析」につきましては、市内の幼稚園・保育所の保護者と児童・生徒を対象としたアンケートを実施し、その調査結果から、「読み聞かせが成長に良い影響があると認識されている」、「こどもたちの読書への興味・関心度は一定の水準を保っているものの、減少傾向」にある、「学年が進むにつれて読書量が減少している」という状況が見られます。しかしながら「本を読むのが好き」「どちらかといえば好き」と回答した中高生は70%を超えており、読書について好印象を持っている潜在的な読者層があると推測されます。
	中高生の読書量が減少する一方で、子どもの読書を支える大人の読書も減っていることから、潜在的な読者層を実際の読書へつなぎ、主体的な読書活動を促進し、日常的な読書習慣を大人になっても続けていくことが必要であると考えられます。
	こうしたことから、子どもたちの読書への興味・関心を維持向上し、読書量を増やすための取組の視点として、「多様な子どもたちに対する効果的な取組」や「主体的・対話的な読書活動の推進」を通して、生涯を通じて読書に親しみ、次世代へつなぐ循環型読書を目指してまいります。
	次に第2章では第4次計画の取組の成果と課題を整理しておりますが、主な成果としては、電子書籍や読書室へのWi-Fiの導入、夏冬休み月曜開館、高校生との連携など、読書環境の整備と機会の提供や、地域や幼稚園・保育所等での読み聞かせや団体貸出しなどによる読書に親しむ機会と資料・情報の提供、学校図書館の情報化、資料の充実などによる読書環境の整備や読書機会の充実などが挙げられますが、一方、課題としては、子ども

	<p>関係の施設への団体貸出し利用の増加を含め、関係団体と連携した読書環境の充実や不読が増える中高生や支援を必要とする子ども、子どもを持つ世代を含めた大人への読書啓発、図書館職員や学校司書、ボランティア等、子どもの本に関わる大人のための学習機会の拡充、ICTを活用した情報発信、大人も子どもも一緒に楽しめる電子書籍の利用の拡大などが挙げられます。</p> <p>また、その他の課題として、図書館協議会の委員からは、紙とデジタルの併用に向けた対応、ボランティア情報等の啓発活動の充実、現代における「多様性」を考慮した表現、などの意見が寄せられました。</p> <p>次に第3章では、こうした子ども読書活動の現状や、第4次計画での成果と課題、図書館協議会での意見を踏まえ、第5次計画で進める取組を示しております。第5次計画において力を入れていく取組の方向性としては、基本的方針はそのままに、次の4項目としています。子どもから大人までの継続的な読書習慣形成、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進、であります。具体的には、これまでの取組を継続実施するほか、本計画において拡充していく取組の主なものとして、図書館においては、多様な子どもたちに対応した必要資料の整備や電子書籍の効果的な活用と周知、子ども向けの各種行事に加え、子どもの読書を支える大人向けの読書推進行事の実施、関係者を対象とした研修等の拡充など様々な取組を進め、家庭・地域、幼稚園・保育所等においては年齢、発達段階に応じた絵本の読み聞かせなど、読書活動の工夫などの推進を図り、学校においては「友人同士で本を紹介し合う自主的・自発的な読書活動の充実」や「学校司書への研修機会の拡充」などの取組を進めてまいります。</p> <p>なお、本計画における各年度の取組は、年度ごとに成果と課題を随時検証しながら、進捗状況を点検し、実りあるものとなるよう努めてまいります。</p> <p>こうした様々な取組を推進していくことにより、読書への興味・関心度が低い子どもたちも含め、全ての子どもたちが、本の面白さに出会い、生涯にわたって読書を行う習慣を身に付け、読書から生きる力を得られるよう、いつでも、どこでも、年齢が進むにつれ、自ら進んで読書ができる環境を整えてまいります。</p> <p>以上が、推進計画（案）の概要であります。今後予定している意見提出手続実施後に、いただいた意見と教育委員会の考え方を整理して、再度、図書館協議会で検討し、最終案を3月の教育委員会会議で御審議いただきたいと考えております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>それでは、議案第6号「第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第6号については、原案どおり決定します。</p>
	<p><報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）につ</p>

<p>教 育 長 学校教育部次長</p>	<p>いて」> 令和7年11月1日付け旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和7年10月1日付けから同年10月20日付け旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和7年10月16日付けの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>次に、報告事項（1）「使用料・手数料の見直し案について」、報告願います。</p> <p>教育委員会所管施設に係る使用料としまして、東旭川学校給食センター、公民館、市民文化会館、クリスタルホール等の会場使用料、博物館、科学館、彫刻美術館、井上靖記念館の観覧料などがございます。</p> <p>使用料・手数料につきましては、前回、令和2年4月に改定を行っております。本市が定める「受益と負担の適正化に向けた取組指針」では、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としており、本来は昨年度が改定の時期でありましたが、新型コロナウイルス感染症に伴うコスト算定への影響を踏まえ改定を見送ることとし、令和8年10月からの新料金適用に向けて取組を進めることになりました。</p> <p>今後の取組としましては、11月21日から12月29日までの期間で、改定料金案に対するパブリックコメントを実施する予定です。</p> <p>また、パブリックコメント期間中の11月下旬に全体説明会、12月上旬から下旬の間に各施設で個別説明会を実施するとともに、附属機関等への報告や関係団体等への説明を通じて意見聴取を行ってまいります。</p> <p>その後、パブリックコメント等の意見を踏まえ、2月中旬までに修正案を取りまとめ、各附属機関等への報告や調査審議を経て、来年4月に最終案を定め、議会への関連議案の提案は、令和8年第2回定例市議会を予定しているところであり、教育委員会会議においても適宜御報告させていただきます。</p> <p>使用料の算定方法につきましては、過去3年間の実績をもとに、施設の運営にかかった対象コストやサービスに応じて設定した受益者負担コストから面積や時間、利用者数をもとに使用料を算出しておりますが、算定額が1.5倍を超えた場合であっても、改定料金は改定前の料金の1.5倍を上限としております。</p> <p>例を挙げますと、公民館の比較的大きな部屋や文化会館の大ホール、科学館等の観覧料などが1.5倍程度となり、その他の施設につきましても、ほ</p>
--------------------------	---

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>とんどが1.1倍から1.4倍程度は値上がりする状況です。</p> <p>各施設の具体的な改定料金等が記載されているパブリックコメントに関する資料につきましては、11月21日から配付予定の資料となり、現在作成中でありますことから、委員の皆様には完成次第送付したいと思っております。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「使用料・手数料の見直し案について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(2)「地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)について」、報告願います。</p>
<p>公民館事業課長</p>	<p>地域集会施設の活用に関する実施計画は、行財政改革推進部所管の計画であります。地域集会施設に公民館が含まれることから、改定案の概要を御説明いたします。</p> <p>地域集会施設は、住民センター、地区センター、公民館など、6類型34施設で構成されております。</p> <p>地域集会施設につきましては、平成31年2月に策定した「地域集会施設の活用方針」をもとに、令和元年8月に取組内容を整理した「地域集会施設の活用に関する実施計画」を策定したところであり、使用料・手数料の見直しとあわせて第1段階を令和2年4月から実施し、今回、来年10月からの料金改定にあわせて、第2段階の取組を整理し、改訂案としたところでございます。(1)から(7)の取組ごとに第1段階、第2段階、その次の第3段階の取組をまとめており、主な内容を御説明いたします。</p> <p>まず、(1)設置目的・名称です。第1段階で、公民館について、社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めた検討を実施しました。検討の結果、令和5年8月に教育委員会ですらまとめた「今後の公民館の運営について」において、「公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考え」と整理したところであり、今回の第2段階では、これを踏まえ、公民館については「社会教育法に基づく位置付けを維持」するとしております。</p> <p>次に、(3)開館時間及び休館日です。公民館は変更ありませんが、第2段階において、地区体育センターの開館時間を「午後10時まで」から「午後9時まで」に変更する予定です。</p> <p>次に、(5)使用料及び利用料金の設定基準等です。地域集会施設においても、「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」に基づき使用料・利用料金を算定し、地域集会施設については、面積区分に応じた共通料金としております。公民館につきましては、全ての区分で、使用料が上がる予定であり、改定率は、1.4倍から1.5倍となっております。</p> <p>次に、(6)減免です。第2段階において、「公民館及び農村地域センターで減額対象となっている社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体について、両施設共通の基準を作成します。」としております。これにつきましては、両施設でばらつきがないよう共通の対応を行うということで、現在公民館で減額対象となっている団体について、第2段階において、変更があるものではありません。なお、第3段階に向けての取組ですが、公民館などで減額の対象となっている生涯学習活動団体について、令和5年度の行政</p>

<p>教 各 教</p> <p>育 委 育</p> <p>長 員 長</p>	<p>評価や包括外部監査で御意見をいただいていることから、見直しを検討することとしております。</p> <p>次に、生涯学習の振興です。生涯学習は、公民館が中心的な役割を担っており、その公民館の現状と課題、今後の方向性を記載しております。</p> <p>本改定案につきましては、先程の報告事項の使用料・手数料の見直しとあわせて11月21日からのパブリックコメントや説明会、附属機関である行財政改革推進委員会での審議などを経て、必要な修正を行った後、令和8年度当初での策定を予定しております。パブリックコメントに関する資料につきましては、11月21日から配付予定の資料となり、現在作成中でありますことから、委員の皆様には完成次第送付したいと思います。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（2）「地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）」については報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 各 教</p> <p>育 委 育</p> <p>長 員 長</p>	<p>本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和7年11月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>